

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …… (同) …… 三
 - 知事指定薬物の指定の失効 …… (保健医療局健康安全部薬務課) …… 四
- ### 告示 (選)
- 豊島区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決 …… 五
 - 豊島区長選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決 …… 八

公告

- 市街地再開発組合の理事長の変更 …… (都市整備局市街地整備部再開発課) …… 一〇
- 開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …… 一〇

告示

東京都告示第千五百五十六号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

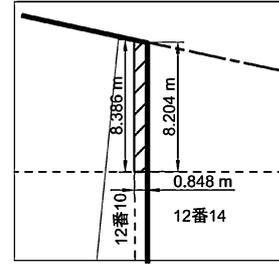
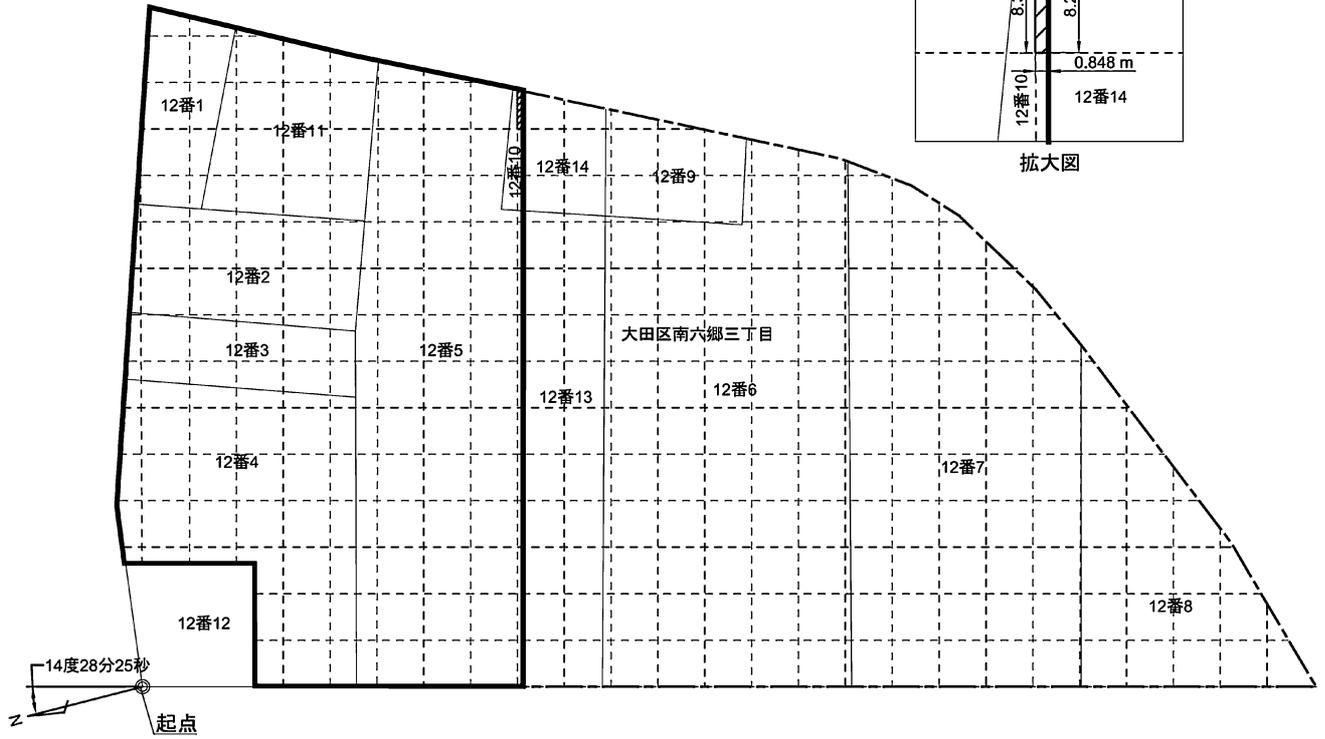
令和五年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区南六郷三丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別 図



拡大図

【起点】
 起点は、大田区南六郷三丁目12番12の最北端とする。

【格子の回転角度(14度28分25秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 敷地境界
- - - - - : 単位区画
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域
- : 調査対象地
- : 筆境界

●東京都告示第千五百五十七号

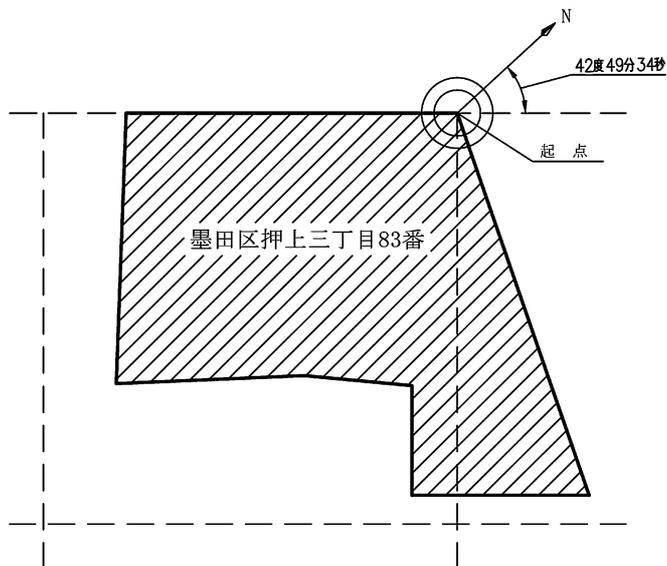
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区押上三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- — : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、墨田区押上三丁目83番の最北端とする。

【格子の回転角度(42度49分34秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第百八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二日

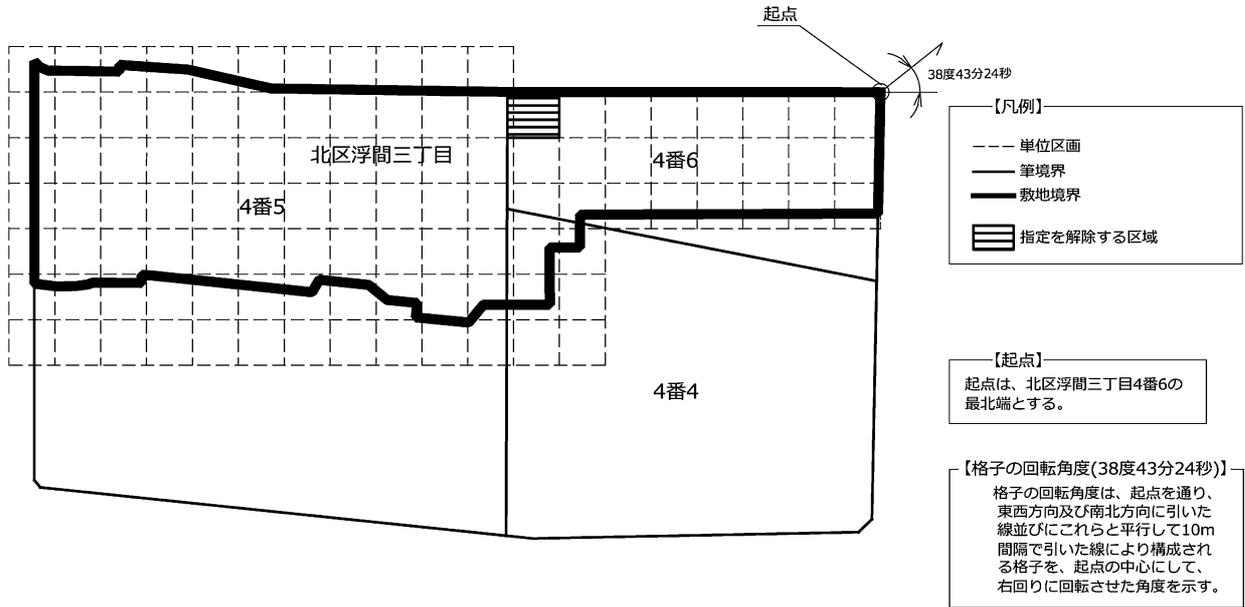
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百五十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百三十四号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和五年十一月五日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	3-MMA、 3-Methylmethamphetamine
(2)	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	N-Cyclohexylbutylone、 Cybutylone
(3)	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-4en-PINACA

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

令和五年四月二十三日執行の豊島区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十五条の規定により告示する。

令和五年十一月二日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 4 4 6 号

裁 決 書

審査申立人 吳 明 昌

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月20日に提起された、令和5年4月23日執行の豊島区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして令和5年5月8日に豊島区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年6月1日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。
(1) 本件区委員会決定は、憲法違反、法律違反の決定であり、取消しを求めらる。
(2) 本件選挙は、日本国憲法第98条第1項の規定に基づき効力を有しない公職選挙法の規定並びに地方公務員法第30条及び第33条の規定に違反する者達によって行われたから、無効である。
(3) 申立人に、真に民主的な選挙で投票をさせてもらいたい。
また、日本国憲法を順守し、腐敗した日本の政治や不正な選挙を行うのをやめてもらいたい。

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和5年6月20日に提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは同年7月12日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは同年19日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。なお、申立人から口頭意見陳述を求める要望を受けたため、当委員会において同陳述の日程を申立人に示したが、期日までに申立人から参加する旨の連絡がなかったことから、同陳述は実施していない。
審理の結果は以下のとおりである。

第 1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限らる。
この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決）

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決）

のとおり判決する。

令和5年10月25日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この判決に不服があるときは、当委員会を被告として、この判決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立て理由(1)及び(2)について

申立人は、区委員会の決定は日本国憲法に基づかない憲法違反や地方公務員法違反による決定であり、本件選挙は、日本国憲法第98条第1項の規定に基づき効力を有しない公職選挙法の規定並びに地方公務員法第30条及び第33条の規定に違反する者達によって行われたから、無効である旨を主張する。

しかし、区委員会から提出を受けた弁明書や提出資料からも、主として選挙管理の任にある区委員会が、選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反した事実や、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害したという事実も見当たらない。よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

(2) 申立て理由(3)について

真に民主的な選挙で投票をさせてもらいたく、また、日本国憲法を順守し、腐敗した日本の政治や不正な選挙を行うのをやめてもらいたいという申立人の上記主張は本件選挙の具体的な選挙無効原因を主張するものではなく、審理の対象とすべきものではない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

令和五年四月二十三日執行の豊島区長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十一月二日

東京都選挙管理委員会

5 選挙第 4 4 6 号

裁 決 書

審査申立人 吳 明昌

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月20日に提起された、令和5年4月23日執行の豊島区長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関する不服があるとして令和5年5月8日に豊島区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年6月1日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件区委員会決定は、憲法違反、法律違反の決定であり、取消しを求めらる。

(2) 本件選挙は、日本国憲法第98条第1項の規定に基づき効力を有しない公職選挙法の規定並びに地方公務員法第30条及び第33条の規定に違反する者達によって行われたから、無効である。

(3) 申立人に、真に民主的な選挙で投票をさせてもらいたい。

また、日本国憲法を順守し、腐敗した日本の政治や不正な選挙を行うのをやめてもらいたい。

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和5年6月20日に提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは同年7月12日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは同月19日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。

なお、申立人から口頭意見陳述を求める要望を受けたため、当委員会において同陳述の日程を申立人に示したが、期日までに申立人から参加する旨の連絡がなかったことから、同陳述は実施していない。

審理の結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決)

とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立て理由(1)及び(2)について

申立人は、区委員会の決定は日本国憲法に基づかない憲法違反や地方公務員法違反による決定であり、本件選挙は、日本国憲法第98条第1項の規定に基づき効力を有しない公職選挙法の規定並びに地方公務員法第30条及び第33条の規定に違反する者達によって行われたから、無効である旨を主張する。

しかし、区委員会から提出を受けた弁明書や提出資料からも、主として選挙管理の任にある区委員会が、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反した事実や、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害したという事実も見当たらない。

よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

(2) 申立て理由(3)について

真に民主的な選挙で投票をさせてもらいたく、また、日本国憲法を順守し、腐敗した日本の政治や不正な選挙を行うのをやめてもらいたいという申立人の上記主張は本件選挙の具体的な選挙無効原因を主張するものではなく、審理の対象とすべきものではない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文

のとおり裁決する。

令和5年10月25日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により日本橋一丁目中地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年十一月二日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

高木 正之

二 住所

東京都江東区越中島三丁目六番二一〇一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市西砂町六丁目四十二番 立川市西砂町六丁目十七番
三及び四十三番一 地の十

藤田 久則

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001